

鹿島臨海都市計画地区計画の決定（神栖市決定）

都市計画神栖市波崎新港地区計画を次のように決定する。（平成6年10月25日告示）

名 称	神 栖 市 波 崙 新 港 地 区 計 画	
位 置	神 栖 市 波 崙 新 港 の 全 部	
面 積	約 30.1 ha	
区域の整備・開発保全の方針	地 区 計 画 の 目 標	・神栖市新港地区は、機能的で良好な沿岸及び沖合漁業の為の漁船基地及び、水産加工施設の集積地区として整備された地区であり、本地区内の建築物等に対し必要な規制を行い、漁港関連施設等の立地誘導を推進することで、地区的機能の維持、増進を図ることを地区計画の目標とする。
	土 地 利 用 の 方 針	・本地区を、漁港の機能管理上必要な施設を配置する漁港関連施設地区と、本漁港に水揚げされた水産物の貯蔵、加工及び流通運搬等の水産関連施設の集積を図る水産加工施設地区に区分し、それぞれの地区特性に相応しい土地利用の誘導及び維持を図る。 また、波崎漁港臨港道路の沿道については、一般市街地との区分を明確にするため植栽を積極的に行い、適正な維持を図るものとする。
	地 区 施 設 の 整 備 方 針	・地区内の区画街路及び緑地については、漁港施設整備事業により整備する。
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	・漁港関連施設地区については、給油施設、修理施設、荷さばき施設、管理事務所等の漁港の機能管理上必要な施設の立地を図る。 ・水産加工施設地区については、本漁港に水揚げされた水産物の集積を図るとともに、これらの移設の機能を維持する上で必要な関連施設等の立地を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区 分 の 名 称	水 产 加 工 施 设 地 区
		区 分 の 面 積		約 12.7 ha
				・次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 水産物の貯蔵、加工、若しくは運搬の用に供する建築物及び、これらに付属する建築物 2. 上記1の業務を営む者の住宅で、上記1の用途を兼ねる建築物 3. 漁港漁場整備法(旧:漁港法)第3条第2号に掲げる漁港厚生施設等
			敷地面積の最低限度	1,000 m <sup>2</sup>
			適 用 の 除 外	・建築物等に関する事項の規定に関しては、市長が公益上必要な建築物で、やむを得ないと認めたものについては、適用を除外する。
			備 考	「区域については計画図表示のとおり」

## 神栖市波崎新港地区計画 計画図

